

正解

No. 1	No. 2	No. 3	No. 4	No. 5	No. 6	No. 7	No. 8	No. 9	No. 10
(3)	(5)	(4)	(1)	(1)	(2)	(5)	(2)	(4)	(3)
正解率	正解率	正解率	正解率	正解率	正解率	正解率	正解率	正解率	正解率
85%	90%	96%	90%	85%	85%	96%	85%	85%	80%

1 憲法 21 条

正解 (3)

- (1) 正しい。 枝文のとおり。
- (2) 正しい。 枝文のとおり。
- (3) 誤り。 判例は「思想の表明の自由とならんで、事実の報道の自由は、表現の自由を規定した憲法 21 条の保障のもとにある」とする（最大決昭 44・11・26 博多駅事件）。
- (4) 正しい。 枝文のとおり。
- (5) 正しい。 通信の秘密も、公共の福祉のための制約に服する。例えば、「犯罪捜査のための通信傍受に関する法律」（いわゆる通信傍受法）に基づく通信傍受は、一定の重大犯罪の捜査のため、法律の定める要件にしたがってなされるものであり、通信の秘密に対する制約として認められる。

2 衆議院の優越

正解 (5)

- (1) 認められている。 憲法 59 条 2 項・4 項により認められている。
- (2) 認められている。 憲法 60 条 1 項・2 項により認められている。
- (3) 認められている。 憲法 61 条・60 条 2 項により認められている。
- (4) 認められている。 憲法 67 条 2 項により認められている。
- (5) 認められていない。 「両議院は、各々国政に関する調査を行い」（憲法 62 条）とあるように、国政調査権は両議院が各々独自に行使するものであるから、これにつき衆議院の優越が問題となることはない。

3 地方公務員法

正解 (4)

- (1) 正しい。 枝文のとおり（地公法 37 条、52 条 5 項）。
- (2) 正しい。 枝文のとおり（地公法 36 条 1 項）。
- (3) 正しい。 枝文のとおり（地公法 34 条 1 項）。

- (4) 誤り。 職員は、上司の職務上の命令に忠実に従わなければならない（地公法 32 条）。この「上司の職務上の命令」は、職務を遂行するために関係のある事項も内容とすることができ、必要がある場合には、職員の生活行動の制限等を当該命令の内容とすることもできる。
- (5) 正しい。 枝文のとおり（地公法 38 条 1 項）。

4 避難等の措置

正解（1）

- (1) 誤り。 危険の及ぶ虞がある本人が、自らの意思で危険な状態を招いた場合であっても、避難等の措置の対象となる。
- (2) 正しい。 枝文のとおり（警職法 4 条 1 項）。
- (3) 正しい。 枝文のとおり。
- (4) 正しい。 枝文のとおり。
- (5) 正しい。 枝文のとおり。

5 わいせつの罪

正解（1）

- (1) 誤り。 公然わいせつ罪（刑法 174 条）における「公然」とは、不特定又は多数人の認識しうる状態を意味し、実際に認識される必要までではない（最決昭 32・5・22）。
- (2) 正しい。 枝文のとおり（刑法 175 条 1 項）。平成 23 年の法改正で、わいせつ物頒布罪の客体に「電磁的記録に係る記録媒体」が追加された。
- (3) 正しい。 枝文のとおり（刑法 176 条後段）。
- (4) 正しい。 枝文のとおり（最判昭 31・10・25）。
- (5) 正しい。 枝文のとおり（刑法 180 条 1 項）。

6 詐欺罪

正解（2）

- (1) 正しい。 枝文のとおり（大判大 9・5・8）。
- (2) 誤り。 保険金詐取の目的で家屋に放火した場合、保険会社に対して保険金の支払請求をした時点で詐欺罪の実行の着手が認められる（大判昭 7・6・15）。
- (3) 正しい。 枝文のとおり（最決平 26・4・7）。
- (4) 正しい。 枝文のとおり（最決平 15・3・12）。
- (5) 正しい。 枝文のとおり（大判明 43・6・30）。

7 恐喝罪

正解（5）

- (1) 正しい。 枝文のとおり。
- (2) 正しい。 脅迫罪（刑法 222 条）における脅迫の対象は、相手方本人又は親族に限られているが、恐喝罪（刑法 249 条）の脅迫にはこのような制限はなく、友人やその他の第三者に対する害悪の通知も含まれる。
- (3) 正しい。 枝文のとおり（最判昭 29・4・6）。
- (4) 正しい。 枝文のとおり（最判昭 30・10・14）。
- (5) 誤り。 恐喝罪（刑法 249 条）の成立には、恐喝行為・相手方の畏怖・財産的処分行為・財物等の移転という各構成要件要素が連鎖的因果関係に立つことが必要であるから、恐喝に畏怖することなく、単に憐憫の情から財物を交付した場合には、恐喝未遂罪（刑法 250 条・249 条）が成立するととどまる。

8 現行犯逮捕

正解（2）

- (1) 正しい。 枝文のとおり（警察法 65 条）。
- (2) 誤り。 私人が現行犯人を逮捕したときは、直ちにこれを地方検察庁若しくは区検察庁の検察官又は司法警察職員に引き渡さなければならない（刑訴法 214 条）。したがって、司法巡査も私人から現行犯人の引渡しを受ける権限を有する。ただし、司法巡査が現行犯人を受け取ったときは、速やかにこれを司法警察員に引致しなければならない（刑訴法 215 条）。
- (3) 正しい。 枝文のとおり（最判昭 50・4・3）。
- (4) 正しい。 枝文のとおり。
- (5) 正しい。 枝文のとおり。

9 令状による捜索・差押え

正解（4）

- (1) 正しい。 枝文のとおり（東京地判昭 34・5・22）。
- (2) 正しい。 枝文のとおり（最決平 2・6・27）。
- (3) 正しい。 枝文のとおり。夜間執行制限の趣旨は、夜間における個人の住居等の私生活の平穩の保護にあるから、私生活の平穩とは関係がない公務所については、夜間に捜索・差押えを行う場合であっても、夜間執行の許可は必要ない。
- (4) 誤り。 夜間に令状により人の住居に対する捜索・差押えをする場合には、夜間執行の許可が必要である（刑訴法 222 条 3 項・116 条 1 項）。一方で、夜間に令状により人の身体 of 捜索及び

所持品の捜索・差押えをする場合には、夜間執行の許可は必要ない。夜間執行制限の趣旨は、夜間における個人の住居等の私生活の平穩の保護にあるためである。

(5) 正しい。 枝文のとおり（刑訴法 218 条、222 条 6 項）。

10 鑑 定

正解（3）

(1) 正しい。 枝文のとおり（刑訴法 223 条 1 項）。

(2) 正しい。 鑑定処分許可状の請求権者は、検察官、検察事務官及び司法警察員である（刑訴法 225 条 2 項）。

(3) 誤り。 鑑定留置の請求は、身柄不拘束の被疑者に対しても行うことができる（刑訴法 224 条 1 項・167 条 1 項）。

(4) 正しい。 枝文のとおり（刑訴法 224 条 2 項・167 条の 2 第 1 項）。

(5) 正しい。 枝文のとおり（大判昭 12・6・5）。